

「セルメ税制対象品」配置販売業では？

発行：日本置き薬協会 事務局

（一社）全国配置薬協会は今年6月17日に厚労省から公表された「セルフメデイケーション税制」対象製品1,492品目のうちから、配置向けに流通しているスイッチOTC製品33品目を取りまとめ、8月1日現在として発表した。

総合感冒薬、解熱鎮痛剤のイブプロフェン、アレルギー用剤のアゼラスチンやケトチフェン、外用消炎剤でインドメタシン（1%以上）やジクロフェナク、止瀉剤のロペラミド、真菌剤のミコナゾール、化膿性疾患用薬のブレドニゾロンを主製剤とした製品である。

平成29年1月1日からのスイッチOTC薬控除の特例対象品となるが、33品目を取り扱えるのは、いわゆる新法配置許可業者。配置業の約8割弱の既存配置業者は、さらに限定され、富山県、奈良県メーカーの製品13品目に、全配協の公表した以外にエーザイの1品目、大正製薬、武田薬品工業の各2品目が加わり18品目になると見られている。

富山県、奈良県メーカーの13品目のほとんどが、主剤にインドメタシンを用いた外用消炎剤で、内服薬はソイステロールを用いた「コレスシーボン」（薬王製薬（株））の1品目だけ。なおこのインドメタシン製剤については、配合量が1%以下の製品である。

大正はブロムヘキシン塩酸塩配合の「パブロンS」、「パブロンS α 微粒」、エーザイはテプレノン配合の「セルベール」、武田はトラネキサム酸配合の「ベンザエースA錠」、「ベンザブロック咳止め錠」（ブロムヘキシンも配合）となる。これらの製品は、配置ルート向けの商品のため、店頭用とは異なる包数、化粧箱仕様となっている。

既存配置販売業者がスイッチOTC製品を取り扱えるのは、厚労省の配置販売品目指定基準に掲載された成分であるため。テプレノンは平成19年6月21日の一部改正に追加された成分である。同基準の最後の改正は平成21年1月27日で、ヘプロニカートとトラネキサム酸が追加された。

本税制制度は、「自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC薬の購入」とあり、家庭配置薬の利用環境に沿っていると評価される一方、従来からの医療費控除を受けている中高齢者所帯が配置業の主たる得意先であるので、スイッチOTC薬控除制度は利用され難いとする業者も多い。このために得意先が控除を円滑に適用されるような対策を講じているとする業者は少ない状況である。

大正製薬、武田薬品工業は、控除対象を示すマークを印字した製品、配置メーカーは貼付シールの準備を進めており、上市されれば、状況は変化するかもしれない。

配置業活性化の推進剤、促進剤とも成り得る制度であり、配置業者、配置従事者は、本制度の理解と得意先での説明に留意する必要がある。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6

TEL. 080-6789-6165 FAX. 048-251-9657

日 置 協